

令和2年4月10日発行

☆「詐欺まがいの不審手紙」にご注意を！！

日本各地で詐欺まがいのメールやハガキが自宅に届き問題になっていますが、石原町内でも、同種の事例が発生しましたので、情報提供させていただきます。

1.発生時期：令和2年3月末頃

2.発生場所：石原町内（親族が不審手紙が届いているの発見し、組長に届出）

3.被害有無：無し

4.自治会の対応

同種事例が再発する可能性があるため、情報を共有し、被害発生未然防止を図る事を目的に組回覧する。

5.自治会からのお願い

不審手紙やハガキが自宅に届いたら、差出人が指定する連絡先には電話せず、直ぐに福知山警察署に相談して下さい。（代表 0773-23-0110）

6.不審手紙の概要（以下のとおり）

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号（ら）455

本通達は貴殿に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達後、訴訟取り下げ最終期日をもって貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。 本通達に対し、このままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会のもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。 また、本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡をお願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 令和2年3月31日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口 03-6709-1898 受付時間（日、祝日除く）

平日9：00～20：00/ 土曜日11：00～17：00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

会員の皆さん くれぐれも騙されないよう十分注意して下さい。